

第9章 廃棄物

第1節 ごみの現状

私たちの生活は、産業のめざましい発展や科学技術の進展により大変便利になってきました。しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を続け、大量の廃棄物を排出してきた結果、最終処分場の逼迫や不法投棄など、ごみ問題が大きな問題となっています。

一方、ごみの分別や焼却灰のスラグ化などリサイクルに取り組み、うめたてごみの削減に努めていますが、ごみ問題を根本的に解決していくためには、これまでの社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築する必要性が指摘されています。

廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、家庭などから排出されるごみ及びし尿等の一般廃棄物と事業活動に伴って排出される建設廃材等の産業廃棄物に区別され、一般廃棄物については市町村が処理計画を立て、それに従い処理することとされています。産業廃棄物については、事業者が自ら適正処理することが義務づけられ、同時に県が処理状況の把握と必要な処置を講ずることとなっています。

1. 一般廃棄物

一般廃棄物は、市・事業者及び市民が廃棄物の発生抑制・再利用の促進及び適正処理についてそれぞれの責務を有し、市の定めた一般廃棄物処理基本計画により、ごみ処理施設及びし尿処理施設において中間処理や最終処分を行っています。

2. 基本方針

近年、廃棄物問題が深刻化する状況の中にあって、その対応策としてごみの発生の抑制やごみを再生資源として有効利用することが強く求められることから、本市の基本方針を以下のとおり定め、環境への負荷の少ない「資源循環型社会」の実現に取り組みます。

- ① ごみの発生、排出の抑制による減量化を進めます。
- ② 再使用・再生利用を推進します。
- ③ ごみの適正かつ効率的な収集処理を進めます。
- ④ 生活環境の衛生保持に努めます。
- ⑤ 目標実現のための体制を充実します。

3. 収集、処理・処分の状況

本市のごみ分別は「もやせるごみ」・「うめたてごみ」・「金属類・小型家電」・「ビン」・「カン」・「粗大ごみ」・「廃乾電池」・「廃食用油」・「ペットボトル」・「その他紙製容器包装」・「その他プラスチック製容器包装」・「廃蛍光管」・「インクカートリッジ」の13品目です。

「もやせるごみ」・「うめたてごみ」・「ビン」・「カン」・「その他紙製容器包装」及び「その他プラスチック製容器包装」の6品目は佐倉市指定のごみ袋に入れ、平成26年4月から開始された「金属類・小型家電」については、透明ビニール（ポリ）袋に入れてステーション方式により委託業者が収集しています。また、粗大ごみは有料戸別収集方式をとっています。

収集されたごみ処理については、酒々井町墨地先にある酒々井リサイクル文化センター等で処理を行っています。ビン・カン、金属類・小型家電については資源化し、

粗大ごみは資源化できる鉄等を除き、もやせるごみと合わせて焼却しています。うめたてごみは、最終処分場で埋立処分しています。その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルは民間の中間処理施設に処理を委託し、異物等を取り除いた後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化を図っています。

平成27年度における各種状況を図2-9-1、表2-9-1及び図2-9-2に示します。

図2-9-1 分別区分ごとのごみ排出量の推移

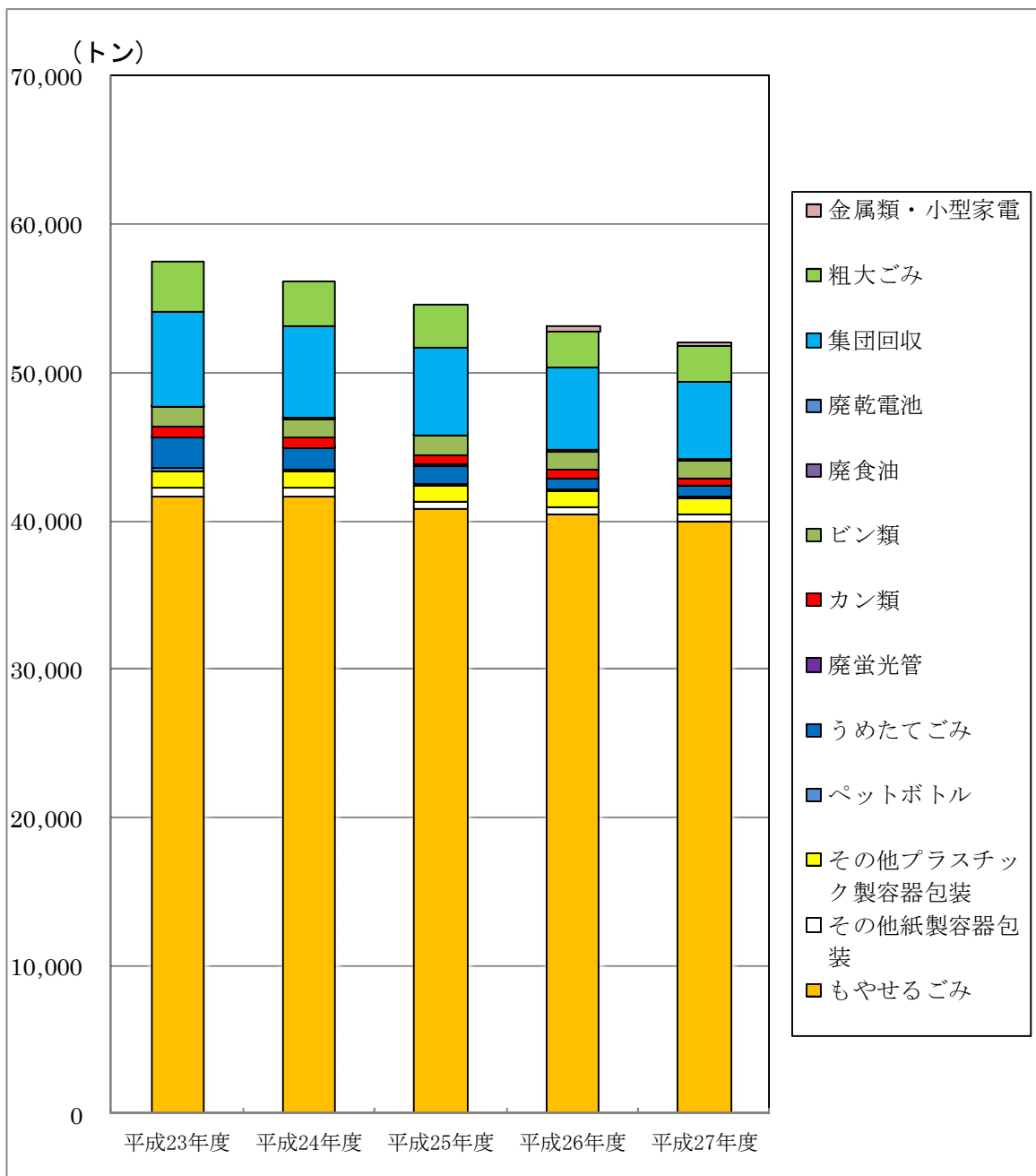


表 2-9-1 分別区分ごとのごみ排出量の推移

(単位：t)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
もやせるごみ	41,678	41,676	40,816	40,424	40,010
うめたてごみ	2,123	1,458	1,217	758	760
カン類	628	650	649	590	442
ビン類	1,358	1,306	1,315	1,269	1,226
金属類・小型家電	-	-	-	353	246
その他紙製容器包装	562	538	518	497	472
その他プラスチック製容器包装	1,090	1,080	1,078	1,058	1,066
粗大ごみ	3,400	2,994	2,864	2,511	2,365
ペットボトル	215	158	131	108	83
廃食油	11	11	11	10	11
廃乾電池	41	37	32	38	38
廃蛍光管	18	20	20	19	24
集団回収	6,420	6,214	5,932	5,582	5,269
合 計	57,544	56,142	54,583	53,217	52,012

※ペットボトル拠点回収は平成 8 年 9 月から

※廃食油の拠点回収は平成 12 年 6 月から

※粗大ごみの戸別有料収集は平成 13 年 10 月から

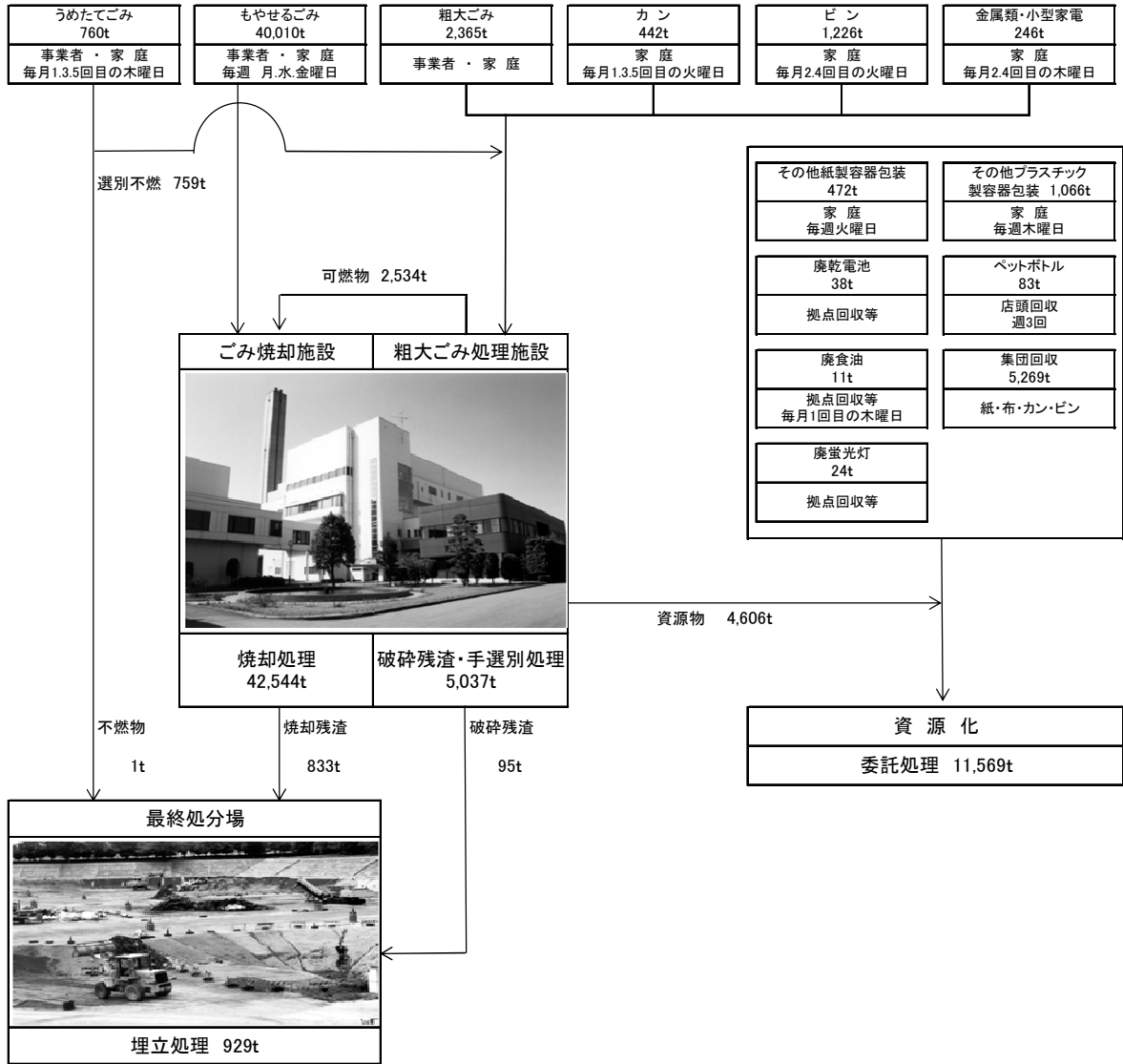
※その他紙・その他プラの分別収集は平成 13 年 10 月から

※廃蛍光管の拠点回収は平成 15 年 12 月から

※古紙類等の集積所収集は平成 19 年 3 月末で廃止

※金属類・小型家電の集積所収集は平成 26 年 4 月から

図 2-9-2 平成 27 年度ごみ処理実績



第2節 ごみの減量化とリサイクル

環境への負荷の少ない地域社会を実現するためには、ごみの発生や排出の抑制に努めるとともに、できる限りリサイクルを行うことにより、焼却処理や埋立処分しなければならないごみの量を減らすことが不可欠です。したがって、市民・事業者・行政が一体となっておごみの減量・リサイクルを推進しなければなりません。

本市では、無駄をなくすため、ごみの排出段階で分別の徹底を図り、一般廃棄物中の資源ごみを有効利用することでごみの減量化を行うとともに、さらなるごみの再資源化を進めるため、「無駄の少ない」「無駄にしない」をスローガンとした再資源化運動を推進しています。

1. 資源回収報償金交付制度

一般廃棄物の中から資源物を資源化するため、町内会・自治会・子供会等の実施団体が行う資源回収に対して報償金を交付し、再資源化運動の啓発と資源ごみの有効利用を図っています。

平成27年度は、215団体で実施し、5,261tの資源が回収され、26,274千円の報償金を交付しました。

表2-9-2 資源回収量及び報奨金交付実績

年度	団体数	回収量(t)	金属(t)	ビン(t)	古紙・古繊維(t)	紙パック(t)	報償金(千円)
平成23	214	6,420	16	1	6,400	3	32,068
24	214	6,215	19	1	6,193	3	31,038
25	215	5,932	20	1	5,908	3	29,619
26	215	5,582	22	1	5,556	3	27,864
27	215	5,261	22	1	5,236	2	26,274

2. 生ごみ減量化促進事業補助金交付制度

ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機器の購入者に対し、その費用の一部を助成することにより、生ごみの減量化の促進と快適な社会環境作りを推進しています。

(1) 補助の要件

- ①市内に住所を有すること。
- ②生ごみ処理機器を設置する場所を有していること。
- ③生ごみ処理機器により処理された物は、設置者が自らの責任において処理できること。
- ④上記の規定にかかわらず、市長が特に適当と認めた場合。
- ⑤当該年度内に、1世帯につき、生ごみ堆肥化容器は2基まで、生ごみ処理機については1基までとする。

(2) 補助金の額

- ①生ごみ堆肥化容器：購入価格(税抜き)の3分の1(100円未満切り捨て)又は2,000円のいずれか少ない額
- ②生ごみ処理機：購入価格(税抜き)の4分の1(100円未満切り捨て)又は10,000円のいずれか少ない額

(3) 交付実績

平成 27 年度末までの補助金交付実績を表 2-9-3 に示します。

表 2-9-3 生ごみ減量化促進事業補助金交付実績

年度	生ごみ堆肥化容器(台)	発酵菌容器(台)	生ごみ処理機(台)	補助金交付額(円)
平成 23	27	51	17	252,100
24	19	34	6	123,700
25	23	37	14	214,300
26	26	45	10	182,500
27	32	24	7	152,800

3. 廃乾電池・廃食油・廃蛍光管・インクカートリッジ

廃棄物に含まれる資源をできるだけリサイクルして、循環型社会を目指していくことの重要性を踏まえて、本市では、公共施設等での回収を行うとともに、回収した廃棄物を一時保管後、廃棄物中間処理施設等へ送り資源化を行っています。

第 3 節 し尿処理

本市のし尿処理は、その大半が公共下水道にて処理されているものの、残りの部分で浄化槽及び汲み取り方式に頼っているのが現状ですが、公共下水道の普及により漸次減少していくものと考えられます。

1. 収集・管理

し尿及び浄化槽汚泥は、市民の環境衛生を向上させ快適な生活環境を維持するため、民間の 4 業者(許可業者)により、迅速かつ衛生的に収集しています。

2. 処理

表 2-9-4 し尿及び浄化槽汚泥処理状況の推移

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、佐倉市宮本地先の印旛衛生施設管理組合(佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町の 4 市 1 町で構成)の汚泥再生処理センターで集中処理されています。

年度	収集形態別人口		収集量	衛生処理(処理場)
	汲取人口	浄化槽人口		
平成 22	7,154人	15,494人	10,663kℓ	10,663kℓ
23	5,223人	14,215人	10,615kℓ	10,615kℓ
24	1,905人	16,916人	10,415kℓ	10,415kℓ
25	1,769人	16,066人	10,438kℓ	10,438kℓ
26	1,644人	16,011人	10,236kℓ	10,236kℓ
27	1,507人	15,777人	10,416kℓ	10,416kℓ

平成 27 年度末までに同組合で処理されたし尿及び浄化槽汚泥量を表 2-9-4 に示します。

第4節 清掃美化

市民の快適な生活環境を確保するため市民と協力して、道路、広場など公共施設の清掃美化等を行い、市民参加による地域ぐるみの清掃活動を実施しています。

1. 清掃等

道路、駅前広場、河川敷等の清掃については、毎年ゴミゼロ運動の日に、各ボランティア団体、こども会、町内会等呼びかけ清掃を行っています。

表 2-9-5 ゴミゼロ運動実施状況

年度	実施団体数	参加人員	収集量(t)
平成23	56	6,253	8.6
24	116	14,047	42.8
25	133	15,147	45.0
26	129	14,626	37.8
27	130	14,717	30.5

2. 不法投棄

空き地、山林原野等へのごみ等の不法投棄場所については、不当行為防止指導員による日常的な監視を実施すると共に、不法投棄監視員による定期的な監視を実施しています。

また、自治会や土地所有者に不法投棄禁止看板を配布して不法投棄防止に努めています。

表 2-9-6 不法投棄関係実績

年度	不当行為防止指導員によるパトロール実施日数(日)	不当行為防止指導員による指導件数(件)	不法投棄監視員による監視実績回数(回)
平成23	251	519	808
24	257	547	832
25	255	509	826
26	255	463	825
27	255	629	826

第5節 産業廃棄物

産業廃棄物については、事業者が自ら処理することが義務づけられると同時に、その収集・運搬や処理は県の許認可業務です。県では、処理状況の把握と違反行為に対する必要な措置を講ずることとなっていますが、市においても、市域の環境保全のため、不当行為防止指導員や不法投棄監視員による定期的な監視と職員による休日パトロールを実施し、産業廃棄物、建設残土、一般廃棄物の不法投棄防止に努めています。